

社会福祉法人昭徳会

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当法人は、職員一人ひとりが活躍し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境や労働条件の整備に取り組むため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容

目標1：女性管理職（V等級以上）の割合を35%以上維持

女性活躍推進法：女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標

<取組内容>

1. 役職定年の廃止及び全職員への周知
2. 小学3年生までの子どもがいる女性管理職の人事異動地域の配慮
3. 等級別研修及びオンデマンド研修の実施

目標2：年次有給休暇取得率70%以上、全職員年1回5連休の取得

女性活躍推進法：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標

次世代育成支援対策推進法：育児をしていない従業員を含めて対象とする取り組みに関する目標

<取組内容>

1. 業務標準化のための複数担当制の推進
2. 有給休暇取得促進の周知
3. 連休取得促進の周知

目標3：男性職員の育休取得率20%以上

次世代育成支援対策推進法：主に育児をしている従業員を対象とする取り組みに関する目標

<取組内容>

1. 男性職員へ「産後パパ育休」の周知
2. 育児休業中及び育児休業後の労働条件等に関する事項の周知

目標4：多様な学部学生によるインターンシップ受入れ

次世代育成支援対策推進法：その他の次世代育成支援対策に関する目標

<取組内容>

1. インターンシップ受入施設及び実施プログラムの整備
2. 福祉関係学部以外の学生に対するインターンシップの案内及び説明を実施

以上